

困難を有する子ども・若者やその家族の支援

第1節 困難な状況ごとの取組

1 ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等

(1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するための取組（内閣府、文部科学省、厚生労働省、各省庁）

平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、ニートやひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして発達段階に応じた支援を行っていくことや、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要とされている。

このため、子ども・若者支援地域協議会の設置の促進を図る、「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」を実施している。また、困難を有する子ども・若者に対する支援に携わる人材の養成を図るため、訪問支援（アウトリーチ）研修を始めとする各種研修を実施している。

また、平成22年2月～7月にかけて、子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議を開催し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援のために、地方公共団体、高等学校、小・中学校、公的支援・相談機関、大学及び企業の各関係者に対して、子ども・若者支援に関する様々なネッ

トワークを形成していく上で参考となる提案をまとめた報告書を作成し、内閣府ホームページにも公表している^{※15}。

また、内閣府では、平成24年度に今後の個別ケース支援の運営を充実させるため、複雑な背景要因を持った子ども・若者に対する支援の事例分析等を実施する。

文部科学省では、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、ニート、ひきこもり等の子ども・若者を対象とした立ち直り支援及び社会性や就労意欲の向上のための体験活動の機会を提供するための取組等について、試行的な実践を自治体、特定非営利活動法人、民間団体等に委託し、成果の普及を図っている。その他、(独)国立青少年教育振興機構傘下の一部の国立青少年教育施設において、ニートやひきこもり等の困難を有する青少年に対する各種事業を行うとともに、その事業成果について横断的な検討・分析を行う調査研究に取り組んでいる。

(2) ニート等の若者への支援（厚生労働省）

ニート等の若者の職業的自立を支援するため、平成18年度から、各地域に「地域若者サポートステーション」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行うとともに、地域における若者支援機関のネットワークの中核として各機関のサービスが効果的に受けられるようにしているところである。平成24年度においては、設置拠点を拡充（115か所、前年度比5か所増）するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援（アウト

※15 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/shien/houkoku.html>

リーチ）による学校教育からの円滑な誘導、公的職業訓練に移行した者等に対する生活支援、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援等を実施している。

(3) ひきこもりへの支援（厚生労働省）

いわゆる「ひきこもり」については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において、本人や家族に対する医師、保健師、精神保健福祉士等による相談・支援を行っている。

また、相談業務をより適切に実施するため、平成22年6月に支援に当たる専門機関の職員等に向けた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」を作成し、関係機関に配布している。

さらに、ひきこもり状態にある者やその家族を早期に支援するために、医療・保健・福祉・教育・雇用等の関係機関と連携の下、ひきこもり専門相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を推進している。

(4) 不登校の子ども・若者への支援（文部科学省）

不登校への対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たる相談体制の整備が重要である。

そこで、文部科学省では、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、不登校等の問題行動等の未然防止及び早期発見・早期対応につながる取組や不登校等に対応するため関係機関が連携した取組を推進するため、関係機関との連携協力、専門的人材の活用、問題行動等への対応プログラムの開発等に関する試行的な実践を自治体、特定非営利活動法人、民間団体等に委託し、成果の普及を図っている。

また、教育相談体制の一層の充実を図るため、都道府県及び指定都市教育委員会が、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公

立小・中学校に配置するために必要な経費及び児童生徒の置かれた環境に働きかけて問題を抱える児童生徒の支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置するために必要な経費を支援している。

平成22年3月には、生徒指導に関する学校・教員向けの基本書として「生徒指導提要」を作成し、各教育委員会及び学校に配布した。ここでは、不登校等個別の課題ごとの対応の基本的な考え方について解説している。

(5) 心の問題への対応（文部科学省、厚生労働省）

児童生徒の不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応のためには、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、関係機関等と連携して必要な支援をしていくことが大切である。

平成20年6月には「学校保健法」の改正が行われ、平成21年4月に「学校保健安全法」として施行された。この改正において、養護教諭と関係教職員が連携して、健康相談や保健指導を行うことや、必要に応じて地域の医療機関その他の関係機関と連携して健康相談や保健指導を行うことが規定されたところである。

教職員がメンタルヘルスを含む児童生徒の心身の健康問題に対応することができるよう、平成23年度には「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」を作成し、全国の学校等に配布した。

また、「心の専門家」であるスクールカウンセラーや、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの活用等教育相談体制の整備を支援しており、平成24年度においては、必要とされる学校等へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適切な配置を図ることとしている。

さらに、学校・家庭・地域が協力して、子どもだけでなく親への相談体制の充実を図るため、子育てサポーターリーダーや民生委員・

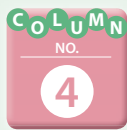
児童委員等の地域人材と専門的人材が連携して家庭教育支援チームを組織し、相談対応を行うなどの取組を支援している。

厚生労働省では、不登校・ひきこもり、摂食障害、性の逸脱行為等の学童期や思春期にある青少年に多くみられる心の問題に対応するため、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において、医師、保健師、精神保健福祉士等による相談を実施している。また、こころの不調・病気に関する説明や、各種支援サービスの紹介など、治療や生活に役立つ情報を分かりやすくまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」(<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>)、10代・20代とそれを取り巻く人々（家族・教育職）を対象に、本人や周囲が心の不調に気づいたときにどうするかなど分かりやすく紹介する「こころもメンテしよう～10代・20代のメンタルサポートサイト～」(<http://www.mhlw.go.jp/koko->

ro/youth/）の2つのウェブサイトを生労省ホームページ内に設置している。特に平成23年度は「こころもメンテしよう」の中に、こころの病気の症状や、セルフメンテナンスの方法を10代向けにわかりやすく紹介するアニメや動画などを新たに追加したところである。

(6) 高校中途退学者への支援（内閣府、文部科学省）

内閣府では、高等学校中途退学者の生活状況や抱えている問題等を把握するため、平成22年度に、文部科学省の協力を得て「若者の意識に関する調査（高等学校中途退学者調査）」を実施した。中途退学後の状況や高卒資格の必要性など、中途退学者の置かれている状況や意識を踏まえた支援が実施されるよう、調査結果の周知と活用を図っているところである。



若者の問題に取り組む支援者のネットワークづくり

若者ホームレス支援ネットワーク委員会委員長 宮本みち子

2008年のリーマンショック以降、若いホームレスがいることが顕在化していきました。それと前後して、ホームレスの人しか売れない雑誌「ビッグイシュー日本」の販売者に若者が増えていることに懸念を感じた同雑誌の発行者であるNPO法人ビッグイシュー基金 (<http://www.bigissue.or.jp/index.html>) は、2008年11月から2010年3月までの2年間にわたって40歳未満の若いホームレス50人の聞き取り調査をし、その結果を基に2010年6月から同年11月まで「若者ホームレス支援方策検討委員会（委員長・宮本みち子放送大学教授）」を開催して検討を行い、その検討結果を「若者ホームレス白書」としてまとめ公表しました。

その調査からは、若者ホームレスは、自立しなければならない段階で種々の不利な条件が大きな障害となって、不安定な単純労務の世界に入ることを余儀なくされ、そこからホームレスの状態に陥っていたこと、また多くの場合、うつ傾向や意欲の低下など、「心」の問題も抱えていたことがわかりました。

このような実態を踏まえて「若者ホームレス白書」では、一人ひとりのニーズに合わせた継続的な支援を行うためには、国や民間が独自に行う縦割りの支援体制に横串をさし、横断的でゆるやかなネットワークを築くことが重要であることを強調しています。

そこで、ホームレスの支援者に加え、障害者支援、社会的養護の当事者支援、ニート・ひきこもり支援など、様々な分野で子ども・若者を対象に活動している支援者が集まり、若者ホームレス問題を共有し連携を探る、「若者ホームレス支援ネットワーク会議」が開催されることになりました。

この会議は2011年度に3回にわたって開催され、民間団体、行政、メディア、教育機関を含む多くの市民が参加し、予想を超える活発な意見交換の場となり、新たなネットワークが生み出されました。

若者ホームレスは特殊な現象ではありません。グローバル経済競争の中で人間の選別化が進み、学校からも仕事からも排除される若者、また、親に頼れない若者が増加してきています。しかも、若者の育成環境はますます個人化し、心を許せる友人や知人のない孤独な若者、社会的技量を習得できないまま放置される若者が生まれやすい状況にあります。こうした中では、ひきこもりやニート、フリーターの若者は、ホームレスと地続きといっても過言ではないでしょう。

「若者ホームレス支援ネットワーク会議」で生まれたつながり、支援者のネットワークが、困難な状況にある若者を支え、そしてすべての子ども・若者が安心して生活できる社会づくりにつながるよう、これからも取組を続けていく必要があります。



2 障害のある子ども・若者の支援

(1) 障害のある子ども・若者の支援

ア 福祉施策（厚生労働省）

障害のある子ども・若者が地域で安心して生活ができるよう、「児童福祉法」（昭22法146）及び「障害者自立支援法」（平17法123）に基づき、市町村等が障害児通所支援やホームヘルプ等の必要な福祉サービスを提供しているところである。

障害保健福祉については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平22法71）が施行され、平成24年4月より障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれていた障害児施設について一元化するなど、障害児支援の強化を図っているところである。

また、第180回通常国会に提出している「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」については、平成23年8月にまとめられた障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」や同月に公布された「障害者基本法の一部を改正する法律」（平23法90）等を踏まえて、法の目的規定を改正し、他の人々との共生や社会的障壁の除去等を基本理念として新たに掲げるとともに、制度の谷間のない支援を提供するため障害者の定義に難病等を加え、障害福祉サービスの対象としている。

イ 教育に関する施策（文部科学省、厚生労働省）

① 特別支援教育（文部科学省）

障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社

会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の状態等に応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級において、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われている。

また、通常の学級においては、通級による指導^{※16}のほか、習熟度別指導や少人数指導等の障害に配慮した指導方法、支援員の活用等一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われている。

近年、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化が見られること、小・中学校において発達障害のある児童生徒への適切な指導及び必要な支援が求められること等、障害のある児童生徒の教育を取り巻く最近の動向を踏まえ、特別支援教育を推進するための制度の在り方について見直しが行われ、平成18年4月より通級による指導の対象に学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）が新たに加えられるとともに、平成18年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」（平18法80）が成立した（改正法は平成19年4月より施行）。

この改正法は、従来の盲・聾・養護学校の制度を、複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換することや、小・中学校等においても特別支援教育を推進することを法律上明確に規定すること等を主な内容とするものである。

これらの法改正も踏まえ、平成20年3月に幼稚園及び小・中学校の学習指導要領等が、平成21年3月に高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等が改訂された。

※16 小・中学校の通常の学級に在籍している比較的障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態であり、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴等のある児童生徒を対象としている。

また、障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）の批准に係る対応として、平成22年6月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う、との方向性が示された。これを踏まえ、現在、「中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において専門的な調査審議が行われており、平成22年12月にはインクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について、方向性や就学相談・就学先決定の在り方に関する論点整理がとりまとめられ、公表された^{※17}。

さらに、中央教育審議会の審議を踏まえて、平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」（平23法90）が公布され、教育分野では、障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図るなど必要な施策を講じなければならないこと等が新たに規定された。

平成23年7月には、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の下に「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ」が開催され、平成24年2月にはその報告が取りまとめられ、公表された。同報告においては、合

理的配慮の定義や決定方法、合理的配慮の基礎となる環境整備、学校における合理的配慮の観点等について提言されている^{※18}。

② 特別支援教育の一層の推進のための取組（文部科学省，厚生労働省）

○ 交流及び共同学習の充実

障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が活動を共にすることは、子どもの経験を広め、積極的な態度を養い、豊かな人間性や社会性を育む上で意義があるばかりでなく、地域の人々が障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めるためにも有意義である。特別支援学校及び小・中・高等学校の学習指導要領等においては、その充実を図るように規定している。

また、文部科学省においては、交流及び共同学習が一層推進されるよう、「交流及び共同学習事例集」の発行や「交流及び共同学習ガイド」のホームページへの掲載を行った。

さらに、平成22年度から特別支援学校と在籍する児童生徒が居住する地域の小・中学校との交流及び共同学習の推進に関する実践研究に取り組んでいるところである。

加えて、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、小・中学校等の教員等を対象に「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」を開催し、具体的な方策について伝達・普及を図るなど交流及び共同学習の充実に努めている^{※19}。

○ 障害の重度・重複化，多様化への対応

近年、特別支援学校に在籍する子ど

※17 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1300890.htm

※18 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/houkoku/1316181.htm

※19 <http://www.nise.go.jp>

もの障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、適切な教育的対応が求められている。

特別支援学校の学習指導要領においては、障害の重度・重複化等に応じた弾力的な教育課程が編成できるよう、児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、各教科の目標及び内容の一部を取り扱わないこととしたり、自立活動を主として指導を行ったりすることができるほか、それぞれの障害についての専門性を有する教師間の協力や外部専門家の活用等様々な配慮事項を規定している。

また、一人一人の障害の実態に応じた指導を充実するため、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成することとしているほか、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、特別支援学校の教員を家庭や医療機関等に派遣して教育を行っている（訪問教育）。

さらに、障害の重度・重複化に伴い、日常的にたんの吸引をはじめとする医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応が求められている。

このため、文部科学省では、平成10年度から、厚生労働省との連携の下、盲・聾・養護学校（現在の特別支援学校）と医療機関との連携の在り方等について実践的な研究を行い、体制整備を図ってきた。

平成23年6月に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平23法72）による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、平成24年4月から一定の研修を受けた介護職員等は一

定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになったことを受け、これまで実質的違法性阻却の考え方に基づいて医療的ケアを実施してきた特別支援学校等の教員等についても、制度上実施することが可能となった。

これに関して、文部科学省としては、特別支援学校等において安全かつ適切な医療的ケアを提供するために必要な検討を行うため、平成23年10月から「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議」を開催し、同年12月に同会議により報告書が取りまとめられた。これを受け、文部科学省として、特別支援学校等において、新制度を効果的に活用し、医療的ケアを必要とする児童生徒等の健康と安全を確保するに当たり留意すべき点等について整理し、都道府県・指定都市教育委員会等に通知した。^{※20}

○ 特別支援教育の充実のための体制整備

文部科学省では、平成19年4月の改正学校教育法の施行を踏まえ、体制整備を含む基本的な考え方や留意事項等について「特別支援教育の推進について」（初等中等教育局長通知）を発出し、学校や教育委員会等の取組を促進している^{※21}。

また、発達障害を含め障害のある幼児児童生徒への学校における支援体制を充実するため、都道府県に委託して、「特別支援教育総合推進事業」を実施している。同事業では、学校における「校内委員会」の設置、「特別支援教育コーディネーター」の指名、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成を促進する取組のほか、関係機

※20 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1314510.htm

※21 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm

関との連携、学校への巡回相談や専門家チームによる支援、各種研修等学校や地域における支援体制を強化する取組を行っている。

さらに、平成19年度から発達障害を含む障害のある児童生徒をサポートする「特別支援教育支援員」の配置に係る経費が地方財政措置されているところであり、平成24年度は、公立幼稚園及び公立小・中・高等学校に約4万1500人の配置に係る経費、約476億円の財政措置を予定している。

なお、私立の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級において、障害に適応した教育を実施する上で必要とする設備を学校法人が整備する場合には、国がその一部を補助している。

○ 就学支援

特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、これらの学校に就学する幼児児童生徒の保護者等への経済的負担を軽減し、就学を奨励するため、保護者の経済的負担能力に応じて、国及び地方公共団体は就学奨励費を支給している。

(2) 発達障害のある子ども・若者の支援

ア 福祉施策（厚生労働省）

自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの発達障害についての国民の理解を促進し、地域において発達障害者を一貫して支援していくための国民や国・地方公共団体の責務等を定める「発達障害者支援法」（平16法167）が平成17年4月1日から施行された。

これを踏まえ、地域において、医療・保健・福祉・教育・雇用などの関係者と連携して、発達障害者やその家族に対する相談支援などを行う「発達障害者支援センター」の整備を推進しているところであり、平成23年度末現在において65都道府県・指定都市（未設置の相模原市についても平成24年

度設置予定）に設置されているところである。これに加え、「発達障害者支援体制整備事業」により、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援を行うための支援関係機関のネットワークの整備を推進するとともに、発達障害に係る理解を深め、地域における支援につなげていくためのアセスメントツール（発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票）の導入を促進する研修会の実施や、発達障害のある子どもを育てた親がその経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行うペアレントメンターの活動の推進や、その活動をコーディネートする者の配置などを行い、地域における発達障害者に対する支援体制の充実を図っている。

また、発達障害の早期支援として、平成23年度から、発達障害などに関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う「巡回支援専門員整備事業」を実施しており、平成24年度においては、実施市町村の拡大を図ることとしている。

併せて、先駆的な取組を通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する「発達障害者支援開発事業」を実施するとともに、全国の発達障害者支援センターの中央拠点としての役割を担う発達障害情報・支援センターにおいて、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図っている。

さらに、平成24年度予算においては、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、発達障害の特性に配慮した災害時支援が必要との観点から、発達障害者支援センターなどの関係機関の連携による災害時の対応や避難場所の確保等など、災害時の支援に効果的な方法などをマニュアルなどとしてとりまとめ、今後の発達障害者に対する災

害時支援の推進を図ることとしている。

イ 教育に関する施策（文部科学省、厚生労働省）

近年、小・中学校等の通常の学級に在籍している発達障害のある児童生徒等への教育的支援の必要性が高まっており、文部科学省では、平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の提言を受け、モデル事業の実施や「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」の作成・配布等を通じて、関係機関と連携した総合的な教育的支援体制の整備を図ってきた。

また、「発達障害者支援法」や「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行等を踏まえ、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等のすべての学校において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援体制を整備することを目指し、各都道府県への委託事業として「特別支援教育総合推進事業」を実施しているところである。

しかしながら、各学校における特別支援教育体制の整備状況について、文部科学省において実施した調査によると、公立の小・中学校においては基礎的な支援体制はほぼ整備されつつあるが、幼稚園や高等学校については体制整備に遅れが見られるところである。

このことを踏まえ、当該事業において地域を指定し、同地域において発達障害を含むすべての障害のある子どもの乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行うための体制を整備できるよう支援を行うとともに、高等学校等を指定し、在籍する発達障害のある生徒に対する支援手法の開発や関係機関との効果的な連携方策等に関す

る実践研究を実施している。この事業を通じて、支援体制整備を進めることとし、取組成果については、文部科学省ホームページに掲載するなど、広く情報提供を行っているところである。

また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「発達障害教育情報センター」において、学校の教職員や保護者等に対し、発達障害に関する正しい理解や支援等に関する様々な教育情報、教員研修用の講座等をインターネットを通じて提供しており、厚生労働省とも連携をしながら、必要なコンテンツ等の充実を図っている^{※22}。

平成20年6月に、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（平20法81）が成立し、国は検定教科用図書等において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な発達障害等のある児童生徒が使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進することとされた。これを受け、平成21年度から、「民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業」において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性等に応じた教材等に関する調査研究を実施している。

さらには、学校における支援をより充実するためには、教職員に対する研修が不可欠であることから、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において各種研修を行っている。同研究所においては、各都道府県等において発達障害のある幼児児童生徒への支援について指導的な立場にある教職員の専門知識の習得や技能を高めるため、「発達障害教育指導者研究協議会」等が開催されている。

これらの取組を通じ、発達障害のある子どもに対し、乳幼児期から成人期に至るま

※22 <http://icedd.nise.go.jp>

で切れ目のない一貫した支援体制の充実に
図っていくこととしている。

(3) 障害者に対する就労支援等(文部科学省、 厚生労働省、農林水産省)

現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭35法123)において、民間企業等に対し、雇用する労働者の一定割合(障害者雇用率：民間企業は1.8%)に相当する数以上の障害者を雇用することを義務づけている(障害者雇用率制度)。厚生労働省においては、この雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施し、障害者の雇用促進を図っている。

また、障害者が地域において自立して生き生きと暮らすことができるためには、雇用施策と福祉・教育施策との連携を図ることが重要である。そこで、ハローワークが中心となり、地域の福祉施設や特別支援学校等の関係機関と連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施している。また、障害者自立支援法においても、一般就労への移行を支援する「就労移行支援」と、一般就労が困難な者に対して働く場を提供等する「就労継続支援」を行っているところである。

さらに、近年急増する精神障害や発達障害等がある求職者について、その障害特性に応じたきめ細かな就労支援を実施しその就労促進を図っている。特に、若年層の中には、発達障害等により、コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者が少なくない。このような者に対しては、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細かな個別相談、支援等を実施する「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」を実施している。

障害者の職業能力開発については、一般の職業能力開発校において、バリアフリー化を推進し、障害者の入校を促進しているほか、発達障害者を対象とした訓練コースを設置して、障害者の受入れを促進し、職業訓練機会

を提供している。

また、一般の職業能力開発校において受入れが困難な重度障害者等については、障害者職業能力開発校(全国19校)において、障害者の特性に応じた職業訓練を実施している。

さらに、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を開拓して、就職に必要な知識・技能を習得するための委託訓練を拡充して実施している。

障害のある生徒が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。このため、特別支援学校においては、生徒の障害の状態等に応じ、例えば、コンピュータや情報通信ネットワークを活用して、情報技術や情報処理の能力を育成したり、産業界との連携を図った職場体験の機会を設けたりするなど、時代の進展や社会の変化に対応した職業教育を行っている。特に、企業等における現場実習は、生徒の勤労観や職業観を育成し、学校生活から社会生活への円滑な移行を進める上で重要な学習活動であることから、積極的に取り組まれている。

また、障害のある生徒の就労を促進するためには、教育、医療、福祉関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

このため、文部科学省では、平成21年2月20日に、厚生労働省との連名通知を発出し、各都道府県の職業能力開発主管部と各都道府県教育委員会等に対して、その連携を強化し、特別支援学校の就職未内定者向けに、障害者職業能力開発校で実施する職業訓練についての情報提供等を行うよう配慮を求めた。また、平成22年6月11日には、各都道府県教育委員会等に対し、特別支援学校就労支援セミナー等労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用するなどして障害のある生徒の就労を支援するための効果的な取組を促しているところである。

さらに、特別支援学校と関係機関との連携

による職業教育の改善に関する研究に取り組んでいるところである。

農林水産省では、農業分野における障害者就労を推進するため、農業者等に障害者就労の先進事例や就労マニュアル等の普及啓発を行うとともに、障害者の支援のための組織づくりや研究会の開催等を実施している。

3 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等

(1) 総合的取組

ア 関係省庁の連携（内閣府、警察庁、文部科学省）

近年の少年非行等の情勢は、少年による社会の耳目を集める重大な事件の発生が後を絶たず、また、児童虐待事件や児童ポルノ事件等、少年が被害者となる事件が増加するなど、少年の非行防止及び保護の両面において予断を許さない状況となっている。政府としては、少年非行対策の推進について密接な連絡、情報交換、協議等を行うために、子ども・若者育成支援推進本部に少年非行対策課長会議を設置し、関係省庁が連携の上、少年非行対策の充実強化を図っている。

また、平成17年度から、文部科学省、警察庁、都道府県教育委員会及び管区警察局が共催して、「問題行動に対する連携ブロック協議会」を開催し、非行等の児童生徒の問題行動に対する地域における関係機関相互の緊密な連携を図っている。

文部科学省においては、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につながる取組や、関係機関等と連携した取組、「学校問題解決支援チーム」等外部の専門家の協力を得た効果的な取組等について、試行的な実践を自治体、特定非営利活動法人、民間団体等に委託し、成果の普及を図っている。

平成22年度は、専門家や学校現場の関係者による研究会を立ち上げ、教育現場における暴力行為への効果的な対応の在り方について検討を行い、平成23年7月、「暴力行為のない学校づくりについて（報告書）」をとりまとめ、各教育委員会、学校へ配布した。

イ 法整備（法務省）

深刻な少年非行の現状に適切に対処するため、平成19年5月、「少年法等の一部を改正する法律」が成立し、同年11月1日に施行された。

この法律による改正は、主に、

- ・いわゆる触法少年に係る事件について、警察官による調査手続を整備する。
- ・おおむね12歳以上の少年について、家庭裁判所が特に必要と認める場合には少年院送致の保護処分をすることができることとする。
- ・保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、少年院及び保護観察所の長が保護処分中の少年の保護者に対し指導、助言等を行うことができる旨を明確化する。
- ・一定の重大事件について、国選付添人を付する制度を拡充する。

こと等を内容としている。

ウ 家庭、学校、地域の連携（内閣府、警察庁、法務省）

少年非行は、家庭、学校、地域社会のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合っ発生しており、次代を担う子ども・若者が非行に走らないよう育成することが国民的課題であるとの認識に立って、真剣に国民一人一人が、この問題に地道に取り組み、息の長い国民的運動にまで高めていくことが重要である。このような立場から、家庭、学校及び地域社会のより一層の緊密な連携の下に、一体的な非行防止対策を更に推進していく必要がある。

関係機関では、地域ぐるみの活動の強化

に関して、例えば、

- ・地域の実情に応じた非行防止のための活動・行事の展開
- ・学校における非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催
- ・地域における多様な活動機会や居場所づくり
- ・街頭補導活動の強化及びサポートチームの形成の推進

等に取り組んでいる。

エ 調査研究（内閣府、法務省）

内閣府では、青少年に対する薬物乱用対策に資するため、有識者による企画分析会議を立ち上げており、平成21年度は、未然防止の見地から、青少年を中心とした薬物への意識に関するインターネット調査を実施した。さらに、再乱用対策の見地から、平成22年度はスペイン、平成23年度はアメリカの若年層に対する薬物乱用対策について分析・検討を行った。

法務省法務総合研究所では、平成23年版犯罪白書において、非行少年や若年犯罪者に焦点を当てて特集を組み、その非行・犯罪の実態や再犯の要因、立ち直りを促す要因等について調査・分析を行った。

オ 「サポートチーム」等（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省）

「サポートチーム」は、少年の問題行動が多様化、深刻化している現状において、個々の少年の問題状況に着目し、的確な支援を行うため、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関がチームを構成し、適切な役割分担の下に連携して対処するものである。

「サポートチーム」の円滑な組織化のためには、日常的な関係機関によるネットワークの構築や、必要に応じて「サポートチーム」への参加を求め得る団体等との緊密な連携を図っていくことが重要である。

カ その他の関係機関の連携（警察庁、法務省、文部科学省）

児童生徒の非行や校内暴力を防止するためには、学校と警察が密接に連携する必要があるため、全国の小学校、中学校及び高等学校の約94%の参加を得て、平成24年4月1日現在、約2700組織の学校警察連絡協議会が結成されている。

また、都道府県警察と都道府県教育委員会（庁）等との間で締結した協定、申合せ等に基づき、非行少年、不良行為少年その他の健全育成上問題を有する児童生徒に関する情報について警察・学校間で通知を行う、「学校・警察連絡制度」が各地で構築され、非行防止及び健全育成に関し、効果を上げつつある。

少年非行の深刻化に対処するため、少年のプライバシー等との調整を図りながら、関係機関が情報を共有し、各機関のなすべき役割を果たしていく必要がある。そこで、法務省では、保護処分の適正かつ円滑な執行を図るために、平成23年度から、全国の少年院において、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所、少年鑑別所その他の関係機関の担当者が一堂に会し、在院者の少年院入院後の処遇経過、今後の処遇方針及び保護関係調整等について検討を行う処遇ケース検討会を実施している。

また、家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所においては、少年院や保護観察における効果的な処遇及び連携の在り方を検討するため、定期的に協議会等を開いている。

さらに、処遇機関においては、必要に応じ、学校、警察及び福祉施設の職員とも個別事例の検討を行っている。

最近の少年非行の背景として、少年の規範意識や社会性の欠如、あるいは対人関係能力の未熟さが指摘されているが、次代を担う中学生に焦点を当てた非行防止活動を推進し、その健やかな育成を図る必要があ

る。

そこで、法務省においては、「中学生サポート・アクションプラン」を実施している。具体的には、非行問題に関する豊富な知識、保護観察対象者に対する処遇経験等を有する保護司（学校担当保護司）が、直接中学校へ赴き、非行問題、薬物問題をテーマにした非行防止教室、問題を抱えた生徒への指導方法等について教師との個別協議を実施するなどして、中学生の犯罪・非行の未然防止及び健やかな育成を図っている。

そのほか、多くの少年鑑別所が、地域レベルで整備が進められている少年相談機関のネットワークに参加し、非行問題の専門機関としての役割を果たしている。

キ スクールサポーター（警察庁）

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置するとともに、学校からの要請に応じて派遣している。スクールサポーターは「警察と学校の橋渡し役」として、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている（平成24年4月1日現在、43都道府県、約600人が配置されている。）。

(2) 非行防止、相談活動等

ア “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～（法務省）

法務省の主唱の下、犯罪予防活動の一環として、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が全国で実施されている。同運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を

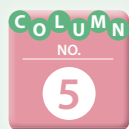
深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする運動であり、運動の趣旨に賛同した様々な機関・団体により、各地域の実情に応じた方法による運動が展開されている。

具体的には、全国各地で、非行防止活動、子育て相談活動、地域で非行問題や非行に陥った少年の立ち直り支援を話し合うシンポジウム、ミニ集会活動、各種広報活動等のほか、作文コンテスト、ワークショップ、親子触れ合い行事等青少年の主体的参加を得た行事等を積極的に実施している。

イ 非行少年を生まない社会づくり（警察庁）

最近の少年非行の背景には、従来、少年の規範意識の醸成を担ってきた家庭や地域社会の教育機能の低下、少年自身のコミュニケーション能力の不足、少年がともすれば自分の居場所を見出せず孤立し疎外感を抱いている現状があり、こうしたことが少年の規範意識の低下の要因になっていると認められることから、次代を担う少年の健全な育成を図るためには、こうした問題の解決に社会全体で取り組む必要がある。

このため、警察では、平成22年12月から、「非行少年を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進しており、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に対して積極的に連絡して手を差し伸べ、社会奉仕活動への参加促進や就学・就労の支援等によりその立ち直りを支援する活動を行うとともに、少年非行に関する社会全体の理解を深め、厳しくも温かい目で少年を見守る社会気運の醸成を図っている。



農業体験を通じた立ち直り支援活動

福岡県警察

再非行のおそれのある少年の立ち直り支援を効果的に推進するためには、少年が継続的に活動できる場（居場所）が重要です。

その中でも、農作物等の栽培は、情操面における教育的効果、一つの物事に継続的に取り組むことによる忍耐力等の向上、これらの経験を通じた将来の就労等に向けた意欲の向上や就労等に有利になる技能の習得等が期待できます。ここでは福岡県警察が行っている農業体験を通じた立ち直り支援活動について紹介します。

1. 概要

平成22年度から農業体験を通じた支援を開始しました。農作物を育てることにより、自然の恵みや収穫の喜びを分かち合い、また、子どもから大人まで多世代にわたって地域住民との交流を図り、少年が地域に受け入れられる環境をつくるのが目的です。

農作業は6月～11月にかけて実施。作物はじゃがいも、さつまいも、米、大根等です。

2. 反響等

収穫作業に参加した支援対象少年の中には、家族でキャンプ等をしたことがない少年もいたことから、大人と触れ合いながら行った収穫や会食に対して「こんなに楽しいことは初めて。また参加したい。」という感激の言葉も聞かれました。



作物を収穫している様子



田植えの様子